

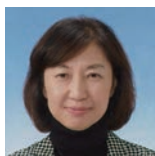
若者への消費者教育 — 成年年齢引き下げを受けて —

特集

1

消費者行政と学校現場の連携による 新しい消費者教育

— それぞれの強みを生かしてつなぐ —



大本 久美子 Omoto Kumiko 大阪教育大学教育学部教授

日本消費者教育学会理事。京都府、兵庫県、奈良県ほかの消費生活審議会委員等行政委員多数。消費生活コンサルタントの資格も有する。



はじめに

成年年齢が18歳に引き下げられたことを受け、若者を対象とする「消費者被害予防教育」や「商品やサービスの取引に関する教育」が強化されるようになりました。18歳前後の当事者への被害・加害防止のための学習はもちろん、早期から批判的思考力や判断力を磨く学習も重要です。消費者を取り巻く環境が大きく変化する中で、これからの若年消費者教育はどうあるべきか、本稿では、現状の課題を踏まえ、消費者行政の現場で消費者教育を着実に進めていく方策について考えてみたいと思います。

優れた教材・授業の開発と収集、提供

私たちはみな、フィンランドの社会の小さな一部分です。では、「社会」とは何でしょう。そして、社会の一員だということは何を意味するのでしょうか。その答えを探るために、ここではまず、私たちにとって身近な話題から考えていきます。家族、人間関係、さまざまなフィンランド人たち、平等、などについてです。

これは、フィンランドの中学3年生が学ぶ現代社会の教科書*の最初の文章です。そして、

「権利と義務」については、第7章「国民の安全」の中で次のように書かれていました。

あなたも幼い赤ちゃんも、だれもが、さまざまな権利を持っています。すべての人に法的人格があります。あなた自身で言えば、国籍、養育、教育や安全な生育環境への権利があります。さらに、自分の銀行口座やその他の財産があるのならば、保護者がその用途を決めているとしても、あなたには所有権があるのです。

自由と責任は年齢とともに増える

未成年者に関する事柄については保護者が決定し、利益や権利を監督します。年齢とともにその人の権利も増えます。成人年齢（18歳）に達すれば、その人は完全な権利を持つようになります。そのときは法的人格を持ち、自分のことは自分で決定し、いろいろな契約を結んだり、自分の財産を売ったり、ローンを借りたりすることができるようになるのです。（中略）権利が増えるということは、自分の行動についての責任も増えることを前提としています。（後略）

「法的人格を有する成年」になることの意味が若年者にも理解しやすく説明されています。成年と未成年の違いや権利と義務について「分かりやすく伝える」重要性を痛感しました。

ここで2015年にオーストラリアの7年生

* タルヤ・ホンカネンほか著『フィンランド中学校現代社会教科書 15歳 市民社会へのたびだち』（明石書店、2011年）

特集1 消費者行政と学校現場の連携による新しい消費者教育—それぞれの強みを生かしてつなく—

(中学1年)の授業参観をしたときの事例を紹介し、「偽サイトを見破る」という内容の「消費者の権利と責任」についての学習です。生徒にトランプを引かせてペアを作り、タブレット端末にダウンロードした8つのサイトの真偽をそれぞれ問い、なぜそう思ったのかを考えさせ、発表させるという授業でした。一見、どのサイトも本モノに見えますが、細かいところに仕掛けがあり、生徒は見事にそれらを見抜き、偽モノである「理由」を答えていました。その後YouTubeで実際の被害の実態を紹介し、オンラインチケットを購入する際の注意点を学ぶという流れで、例えばサイトのどこを見るべきか、どういう書き方だと怪しいのか、などを判断する力を確実に身に着かせさせた授業でした。わが国でもこのような学習を積み重ねて、批判的思考力や判断力を育成したいものです。

多様な教科で活用できる、こうした資質や能力を育む消費者教育教材の提供には、消費者行政と学校現場、それぞれの強みを生かし、時には専門家に加わってもらうことも必要でしょう。

一方、近年優れた消費者教育教材も増えてきていますが、学校現場にその情報が届いていないこともあります。優秀な教材や授業事例の実物(指導案や授業ビデオ等)を手にとって見るができる空間、機会を確保し、教員にその場所を伝える、これだけでも有効な現場教員支援の1つになりそうです。

学習指導要領の記述内容の理解

学校現場では、学習指導要領を基に授業が進められています。消費者行政においてもその内容を理解したうえで連携することが大切です。新学習指導要領の消費者教育に関連する学習を整理しておきます(表)。誌面の都合で小学校、高等学校は割愛していますが、中学校では、社会科と家庭科と道徳が挙げられています。下線部は筆者が特に注目したところです。契約の重要性や消費者行政の学習は社会科、売買契約の

しくみや消費者被害の背景と対応、消費者の権利と責任は家庭科の学習内容となっています。

しかし、これからの学校教育の理念に「社会に開かれた教育課程で、社会との連携・協働により、よりよい社会を創ること」と掲げられていることから、教科を越えて、あらゆる機会をとらえて、消費者行政と連携した消費者教育を進めることが可能となります。教科化された「道徳」の時間の活用を視野に入れた教材・授業開発や総合的な学習の時間、ホームルームや学校行事等の活用も検討課題です。

また、高等学校の公民科に新設される「公共」の記述の中で「関係する専門家・機関」として、「消費者センター、弁護士、NPOなど」の文言が確認できます。

そこで次に消費者行政と学校現場の連携について考えてみましょう。

表 新学習指導要領における消費者関係教育に関する主な内容(中学校)

社会科「公民的分野」	<ul style="list-style-type: none"> ・社会生活における物事の決定の仕方、きまりの役割、法の意義 ・契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること ・金融などの仕組みや働きを理解すること ・市場の動きと経済に関連して、希少性に着目すること ・個人や企業の経済活動における役割と責任 ・消費者の保護と、その意義を理解すること ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政
技術・家庭科「家庭分野」	<ul style="list-style-type: none"> ・購入方法や支払い方法の特徴が分かること ・計画的な金銭管理の必要性について理解すること ・クレジットなどの三者間契約 ・売買契約の仕組みについて理解すること ・消費者被害の背景とその対応について理解すること ・物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること ・消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響を理解すること ・自立した消費者として責任ある消費行動を考え、工夫すること ・環境に配慮した消費生活を考え、実践できること
特別の教科 道徳	<ul style="list-style-type: none"> ・節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする ・法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること

※第20回消費者教育推進会議(2017年10月)資料2「学習指導要領の改訂について(消費者教育の充実等)」(文部科学省)から筆者作成、太字は主な充実箇所原文どおり、下線部は筆者が特に注目した点

教員に消費者教育の必要性を理解してもらおう

消費者行政と学校現場の連携における課題は次のようなことが挙げられます。

- 教員自身が消費者力を高め、消費者教育の必要性を理解できる研修(機会の確保)
- 教員の自主的研究会等を支援する体制づくり
- 教育長や学校長など、学校現場のリーダーへの啓発
- 出前講座のお知らせのしかた(時期、方法)や申し込み方法の工夫
- 出前講座講師と教員の打ち合わせ時間の確保

このほかにも課題は数多くありますが、まずは、教員が消費者教育の必要性を体得する「機会の確保」と「研修内容の充実」といえるでしょう。消費者教育の必要性を実感していない教員に消費者トラブルの予防方法を教えられても、消費者教育を学び続ける必要性は子どもたちに伝わらないからです。

各地の消費者行政担当部局では、学校現場との連携事例としてさまざまな取り組みが行われています。例えば京都府消費生活安全センターでは、2017年度より高等学校における消費者教育推進校事業に取り組んでいます。京都府教育委員会指導主事もオブザーバーとして参加、教員がモデル授業例を作成、実践し、授業事例集の学校への配布等により消費者教育を周知・普及させる内容です。多様な教科の実践授業を参観し、事例集にまとめることで、事業にかかわる消費者行政の関係者や教員の消費者教育への理解も、より深まっています。

兵庫県もモデル校を活用して、「生徒自らが考え、体験・実践する」授業を行い、その成果を高等学校教育研究会家庭部会で報告するなど、県内の消費者教育を推進するという取り組みを行っています。また職業体験の一環で兵庫県立消費生活総合センターに来ていた中学生が相談員向け講座に参加し、中学生グループの発

表も組み込んだ、中学生への消費者教育も兼ねた研修会もありました。

奈良県では、相談員と教員が同じ研修会に参加し、グループワークを共にするという講座を開催しています。

教員向け、相談員向けなど対象を限定する講座が多い中で、今後は世代を越えた多様な立場の人々が出会える機会の創出も課題です。

また、学校現場は時間の調整がとて難しくなっています。教員研修や出前講座実施に当たっての打ち合わせ時間の確保が最大の課題といえるでしょう。連携には研修開催のタイミングや打ち合わせ時期等、工夫が求められます。

おわりに

以上、消費者行政の現場で学校での消費者教育を進めていくための課題をまとめてみました。実効性を高めるためには、消費者トラブルや学校教育の現状を深く理解している人材育成の強化が不可欠です。例えば、相談員を常勤の専門職として位置づけることや消費者教育に関心のある人を一定期間、消費者行政担当部局に配置すること等も有益です。

一方でキーマンの有無にかかわらず、学校現場との交流、連携が継続できるしくみの構築も急務です。都道府県間の温度差を解消し、行政の横のつながり、連携も大切にしながら、学校現場とかかわりを深めていただくことを期待しています。高等学校教員はもちろん、小中学校教員や大学教員への「消費者教育の必要性を理解(体得)する研修・消費者トラブルの実態を知る研修」が必要です。消費者教育の必要性を理解した教員は、批判的思考力、判断力の育成や消費者被害・加害防止のための学習を自身の授業で実践することでしょう。消費者行政担当部局と教員、それぞれの強みを生かしてつなぐ、新しい消費者教育が全国各地で展開されることを願っています。